

第4章 環境配慮事項

第4章 環境配慮事項

4.1 地域の環境特性

広島市環境影響評価条例第4条の規定に基づき策定されている環境配慮指針において、事業の計画に当たり事前に配慮すべき事項が定められています。

環境配慮指針において定められた地域区分では、事業計画地は、図 4-1に示す「デルタ市街地地域」と「デルタの周辺地域」の境界付近にあることから、事業計画地の環境特性は表 4-1のとおりとなります。



出典：環境配慮指針（広島市）

図 4-1 環境特性の地域区分

表 4-1 地域の環境特性

項 目	環 境 特 性
ア 環境の自然的 構成要素の良好 な状態の保持	○ 商工業地区が多く、他地域に比べ、昼間人口が多く、人口密度が高くなっています。 ○ 一極集中化が進んでおり、昼間に地域外から自動車が大量に流入してくるため、幹線道路などの沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きくなっています。 ○ デルタ地帯を流れる6河川は、おおむね環境基準を達成しており、100万都市を流れる河川としては良好な水質が保たれています。 ○ 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生しています。
イ 生物の多様性 の確保及び自然 環境の体系的保 全	○ 太田川から分流した6本の河川が市街地を流れ、デルタを形成しています。 ○ 比治山、黄金山には自然林が残存し、デルタが未発達であったころの島の名残をとどめています。 ○ 中心部の広島城、中央公園、縮景園、平和記念公園などでは、植栽された樹木が生長して落ちついた環境となっており、昆虫などの小動物の生息場所や移動途中の渡り鳥の休息場所となっています。 ○ デルタを取り囲む山なみは、都市景観の重要な要素となっているとともに都心の緑地に野生生物が移動する中継的な役割を担うと考えられます。 ○ 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行していますが、一部では回復しています。
ウ 人と自然との 豊かな触れ合い	○ 太田川の河川敷は、身近な水辺空間を形成し、レクリエーションの場として利用されています。 ○ 不動院から東山町の才蔵寺に至る歴史の散歩道には、由緒ある神社・仏閣が連なり、歴史的資源が豊富です。 ○ 太田川流域は、野鳥の飛来地域となっており、市民の野鳥観察の場となっています。
エ 環境への負荷	○ 密度の高い都市活動のため、ヒートアイランド現象が起こり、また廃棄物の排出量も多くなっています。

4.2 事業別の環境配慮事項

環境配慮指針では、本事業は「廃棄物・下水処理系の事業」に該当し、そのうち、廃棄物処理系の事業として掲げられている環境配慮事項は、表 4-2のとおりです。

表 4-2 事業別の環境配慮事項

項 目	環境配慮事項
1 共通項目	○ 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図ります。 ○ 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避けます。 ○ 施設の建設等に当たっては、廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ○ 地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努めます。
2 廃棄物処理系の事業	○ 事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭等を進行させることのないように配慮します。 ○ 有害化学物質等による環境汚染が生じないよう、廃棄物や汚泥の処理・処分を適正に行います。 ○ 焼却灰の資源化や焼却による余熱の有効利用により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ○ 廃棄物処理系の事業については、廃棄物の運搬に際して周辺へ影響を与えないよう、適切な輸送経路の設定や低公害車の導入に努めます。 ○ 施設内緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮します。

4.3 本事業の環境配慮事項

環境配慮指針に基づく「地域の環境特性」及び「事業別の環境配慮事項」を踏まえ、本事業の環境配慮事項を表 4-3のとおりとします。

表 4-3(1) 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
基本的配慮	事業計画地の選定	○ 事業計画地は、現南工場及び現南環境事業所の敷地並びに湊崎公園の一部とし、新たな土地の造成を行わないことで、周辺地域への土地造成による影響を回避します。
	改変面積の最小化	○ 施設の配置等を検討し、土地の改変や樹木の伐採等は最小限とします。
	工事に係る配慮	○ 工事の実施に伴う粉じん、騒音等により、周辺地域の生活環境及び自然環境に著しい影響が生じないように、必要な工事用仮囲いを設置します。 ○ 建設機械には、排ガス対策型、低騒音・低振動型の機械を採用するとともに、空ぶかしや高負荷運転を避け、周辺地域の生活環境への影響を可能な限り低減します。 ○ 建設廃棄物や建設発生土については、その発生を可能な限り抑制した上で、最大限、再利用・再資源化します。 ○ 工事用車両の運行計画の効率化により、工事用車両の走行台数の削減や事業計画地周辺への工事用車両の一時的な集中を回避し、工事用車両の走行による周辺地域の生活環境に著しい影響が生じないように配慮するとともに、温室効果ガス排出量を抑制します。 ○ 工事により発生する排水は、適正処理を行った後、公共下水道へ放流します。 ○ 現南工場のごみピット、灰ピット等の清掃と洗浄を実施し、悪臭の発生源を除去した上で解体工事に着手します。 ○ 解体工事に当たっては、アスベストやダイオキシン類などの存在も考慮し、周辺地域の生活環境に影響が生じないように、廃棄物処理施設の解体時に関係する各種法令やマニュアル等を遵守して施工を行い、必要な作業環境や周辺環境のモニタリングを実施します。 ○ 土壌汚染の存在が明らかとなった場合、周辺地域の生活環境に影響が生じないように、土壌汚染対策法及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づく手続きや施工方法等を遵守します。

表 4-3(2) 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	環境への負荷の低減	○ 排出ガス中のばいじんや硫黄酸化物等の大気汚染物質の対策として、高度な排ガス処理技術を導入することで、排出濃度を低減するとともに、排出ガス量についても現南工場よりも低減することで発生負荷量を抑制します。 ○ 騒音対策として、破碎機や送風機などの騒音の発生源となる機器を、原則として建物内部に設置し、必要に応じて可動部等に防音カバーを設けます。 また、建物の外部に向けた開口部を必要とする機器については、可能な限り低騒音型の機器を採用した上で防音対策を講じるなど、騒音の低減を図ります。 ○ 振動対策として、機器は強固な基礎上に設置し、特に振動が大きい破碎機などの機器には防振対策を講じます。 ○ 悪臭対策として、ごみピット内の空気を焼却炉内に吸引し、ごみピット内部を負圧とすることで、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、焼却炉内に吸引されたごみピット内の空気に含まれる悪臭物質は、炉内での燃焼により分解します。 また、定期的な整備等により焼却炉を停止する際は、ごみピット内の空気を脱臭装置で処理した上で外部へ排気し、外部への臭気の拡散を防止します。 ○ 荷下ろし後の廃棄物運搬車両の洗車場を設け、廃棄物運搬車両を清潔に保つようにします。 ○ 焼却処理に伴う排水については、適正な処理を行った後、その一部を施設内において再利用を行い、その他を公共下水道へ放流します。 ○ 関係車両の走行による騒音及び振動の低減に努め、周辺生活環境への著しい影響が生じないよう配慮します。
	美しい都市景観の保全・創造	○ 周辺の風景に調和したデザイン及び色彩とし、敷地内には植栽を設けます。
人と自然との豊かな触れ合い	自然と触れ合える場の保全・創造	○ 環境学習の場など、地域に開かれた、親しみやすい魅力ある施設とするための空間の創出に努めます。
	二酸化炭素の排出量の抑制	○ ごみの焼却過程で生じる熱エネルギーを、温水として場内給湯で利用するとともに、東雲屋内プールに供給します。 また、高効率の発電設備（蒸気タービン発電機）を導入し、発電した電力は場内で使用するほか、余剰電力については売却することで、二酸化炭素の発生量の低減を図ります。 ○ 導入する機器について、可能な限り省エネルギー型の機器を採用します。
環境への負荷（地球環境の保全）	廃棄物の再利用	○ 焼却灰からの鉄くずの回収を行い、再資源化します。

